

第 6 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成28年2月23日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第6回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成28年2月23日(火曜日)

午前10時0分開議

午前11時57分休憩

午後1時0分開議

午後1時43分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第18号 平成27年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)

議案第19号 平成27年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第20号 平成28年度熊本県一般会計予算

議案第22号 平成28年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第38号 平成28年度熊本県病院事業会計予算

議案第48号 熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 熊本県看護師等修学資金貸与

条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の制定について

議案第57号 熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 権利の放棄について

請第10号 「介護福祉士等修学資金貸付制度」の継続及び拡充・強化に係る国への意見書提出を求める請願

委員会提出議案 介護福祉士等修学資金貸付制度の継続及び拡充・強化を求める意見書(案)

請第11号 医療等に係る消費税問題の抜本的解決に関する国への意見書提出を求める請願

委員会提出議案 医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件

その他

(1) 報告事項

① 第3期熊本県地域福祉支援計画の策定について

② 第6期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の一部変更について

③ 熊本県市町村国民健康保険支援方針の改定について

(2) 平成27年度 厚生常任委員会における取り組みの成果(案)について

出席委員（8人）

委員長 高木 健次  
副委員長 橋口 海平  
委員 岩中 伸司  
委員 藤川 隆夫  
委員 重村 栄  
委員 岩田 智子  
委員 松野 明美  
委員 吉田 孝平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 豊田 祐一  
政策審議監 寺島 俊夫  
医監 迫田 芳生  
長寿社会局長 大村 裕司  
子ども・障がい福祉局長 松永 寿  
健康局長 山内 信吾  
首席審議員兼  
健康福祉政策課長 渡辺 克淑  
健康危機管理課長 岡崎 光治  
首席審議員兼  
高齢者支援課長 本田 充郎  
首席審議員兼認知症対  
策・地域ケア推進課長 池田 正人  
社会福祉課長 吉田 雄治  
子ども未来課長 福田 充  
子ども家庭福祉課長 奥山 晃正  
障がい者支援課長 井上 康男  
首席審議員兼  
医療政策課長 立川 優  
国保・高齢者医療課長 大塚 陽子  
健康づくり推進課長 下村 弘之  
薬務衛生課長 和久田 俊裕

病院局

病院事業管理者 河野 靖  
総務経営課長 清原 一彦

事務局職員出席者

議事課参事 小池 二郎  
政務調査課課長補佐 春日 潤一

午前10時開議

○高木健次委員長 それでは、ただいまから、第6回厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

議事次第のとおり、まず、健康福祉部長、病院事業管理者の総括説明に続いて、平成27年度補正予算について執行部の説明を求めた後、質疑応答、採決を行い、次に、平成28年度当初予算及びその他の議案について執行部の説明を求め、質疑応答、採決を行いたいと思います。

補正予算と当初予算等を分けて審査したいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、健康福祉部長、病院事業管理者の総括説明は、平成27年度補正予算、平成28年度当初予算及びその他の議案をあわせてお願いたします。

それではまず、健康福祉部長及び病院事業管理者から総括説明をお願いします。

なお、審議を効率よく進めるため、執行部からの説明は、着座のままで簡潔にお願いします。

初めに、豊田健康福祉部長。

○豊田健康福祉部長 おはようございます。健康福祉部でございます。本日はよろしくお願いたします。失礼ですが、着座にて御説明いたします。

まず、健康福祉部関係の議案の説明に先立

ちまして、最近の健康福祉行政に関連した国の動きにつきまして御説明申し上げます。

昨年10月に、政府から、一億総活躍社会の実現に向けて、新・3本の矢が打ち出されました。

第2の矢である夢を紡ぐ子育て支援では、希望出生率1.8が、また、第3の矢である安心につながる社会保障では、介護離職ゼロが掲げられており、先月成立しました国の補正予算において、多様な保育サービスの拡大や、保育・介護人材の確保、在宅・施設サービスの整備の充実など、関連する予算が計上されています。

国のこうした動きに対応した補正予算案を含め、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係4議案、条例等関係11議案の合計15議案でございます。

まず、第1号議案の平成27年度熊本県一般会計補正予算についてですが、総額31億1,000万円余を減額する補正予算をお願いしております。

その主な内容ですが、増額分は、平成30年度以降の国民健康保険の財政安定化を図るための基金の造成や国庫補助事業等に係る精算金の返納に伴う予算などを計上しております。また、減額分は、介護給付費県負担金交付事業や指定難病医療費等で、当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

このほか、債務負担行為の設定や繰越明許費の設定等についてもお願いしております。

次に、第19号議案の平成27年度熊本県一般会計補正予算でございます。これは、先ほど御説明しました国の補正予算に対応した経済対策分でございます。総額51億1,000万円余の増額をお願いしております。

その主な内容ですが、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、介

護福祉士、保育士等の資格取得のための修学資金の貸し付け等を実施する団体に対する貸付原資等の助成や地域医療介護総合確保基金の介護分に係る積み立てなどに係る予算を計上しております。

また、地方創生加速化交付金を活用した事業として、地域包括ケアシステムと健康づくりや活躍、就労の取り組みを一体的に推進するくまもと暮らし安心システムの実現に取り組む市町村への助成などに係る予算を計上しております。

このほか、繰越明許費の設定及び変更をお願いしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成27年度予算総額は1,423億4,000万円余となります。

次に、第20号議案の平成28年度熊本県一般会計予算についてですが、本会議における提案理由の説明のとおり、義務的経費や継続事業に要する経費を中心とする骨格予算として編成しており、総額1,431億4,000万円余の予算をお願いしております。

その主な内容についてですが、健康危機管理対策については、食品衛生の確保や感染症予防等の重要な役割を担う獣医師の確保が年々厳しくなっている現状を踏まえ、獣医系大学生への修学資金貸与制度を創設し、本県獣医師職員の確保を図ってまいります。

次に、高齢者への支援については、認知症高齢者の増加に対応するため、かかりつけ医への助言等を行う認知症サポート医の活動支援を通し、適時適切な医療サービス等を提供できる体制づくりを進めてまいります。

また、在宅医療の推進や医療と介護の連携促進などにより、地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組んでまいります。

次に、子育て支援については、待機児童の解消を目指して、地域の実情に応じた計画的な保育サービスが提供されるよう、引き続き支援を行ってまいります。

また、さまざまな困難に直面しているひとり親家庭や生活保護世帯、生活困窮世帯の子供たちが夢を持ち、その夢を実現できる社会を目指して、学習支援や居場所づくりをさらに進めてまいります。

次に、障害者への支援については、視覚障害者の社会参加促進に向けて、自力で移動できるよう、新たに歩行訓練指導等に取り組みます。

続いて、保健・医療の推進については、県内の医師が不足する地域における医師確保を図るとともに、県外大学から県内への就業につながるよう、修学資金の貸与対象者を県外大学の医学部生にも拡大します。

また、糖尿病の重症化を予防するため、療養指導を行う医療スタッフの養成を図るとともに、中核病院とかかりつけ医療機関が連携した切れ目のない医療提供体制づくりを進めてまいります。

次に、第22号議案の平成28年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算についてですが、母子家庭等を対象とした修学資金等の貸付金として1億2,000万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成28年度の予算総額は1,432億6,000万円余となり、平成27年度当初予算と比較しますと、金額にして46億4,000万円余の増額、率にして約3.4%の増となっております。

次に、条例等関係についてですが、先ほど当初予算でも御説明しました医師修学資金の貸与対象者の拡大のため、第54号議案では、熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。このほか、条例関係9議案、権利の放棄について1議案を提案しております。

また、第3期熊本県地域福祉支援計画の策定について外2件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要

です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 次に、河野病院事業管理者。

○河野病院事業管理者 病院局でございます。

本議会に提案しております議案の概要説明に先立ちまして、最近の県立こころの医療センターの運営状況について御報告申し上げます。

県立病院として重度や触法患者の受け入れを継続いたします中で、今年度は、患者の地域移行支援のための訪問看護の対象者をふやすとともに、児童・思春期外来診療も前年に増す患者数となる見込みであります。

一方、入院患者数は、前年比でやや減少の傾向にありますが、過去5年間の平均のレベルは維持できる見込みであります。

来年度につきましては、この4月に予定されます診療報酬の改定も見据えながら、医業収益の確保に努め、安定した病院経営に努めてまいります。

また、平成29年度に予定しております児童・思春期専用病床の開設につきましては、今年度に計画を固めまして、来年度は、病棟の改修工事を行うほか、医療スタッフの確保や人材の育成を実施してまいることとしております。

それでは、本議会に提案しております病院局の議案等について御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係2議案でございます。

まず、第18号議案平成27年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)でございます。

収益的収支におきましては、収入で2,400万円余の減、支出で2,900万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容ですが、収入につきましては、患者数が当初見込みより少なかったこと等による減額、支出につきましては、委託料の執行残に伴う減額でございます。

これによりまして、病院局の補正後の予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせまして18億4,700万円余となります。

また、このほか、来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、第38号議案の平成28年度熊本県病院事業会計予算でございます。

こころの医療センターの管理運営に要する経費といたしまして、収益的収支で16億900万円余、資本的収支で、児童・思春期医療のための病棟改修費を含め、3億2,900万円余、予算総額19億3,900万円余を計上しております。

以上が今回の議案の概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長から説明させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○高木健次委員長 次に、平成27年度2月補正予算について、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、渡辺健康福祉政策課長。

○渡辺健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

2月補正予算関係説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、通常分でございますが、主なものを御説明いたします。

社会福祉総務費につきまして、2,400万円余の減額をお願いしております。

説明欄1の職員給与費につきましては、当初予算編成後の人事異動等に伴う所要額の増減をお願いするものです。各課の職員給与費

につきましても同様でございますので、各課からの個別の説明は省略させていただきます。

次に、3の地域福祉振興費につきましては、地域の縁がわ彩り事業の補助金の交付決定に伴う減額でございます。

6ページをお願いいたします。

説明欄の上から2つ目の(5)福祉総合情報システム運営費につきましては、マイナンバー制度関連のシステム改修に係る国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

7ページをお願いいたします。

一番下の災害救助費につきまして、1,200万円余の増額をお願いしております。

説明欄1の災害救助基金積立金は、災害発生時の避難所や応急仮設住宅の供与、食品、飲料水の供給などに必要な費用の財源として積み立てております災害救助基金につきまして、災害救助法で定められている基金の額とするために、不足額を積み立てるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

保健・医療・福祉関係業務は、健康福祉部各課の委託業務等のうち、平成28年4月から業務を開始するため、3月中に契約手続を進める必要があるものについて債務負担行為を設定するものでございまして、今回、46業務分といたしまして、6億1,300万円余の限度額の増額をお願いしております。増額分の主なものとしましては、動物愛護管理業務委託9,800万円余、それから認知症疾患医療センター運営事業業務委託5,000万円余などでございます。

続きまして、ページが飛びますが、49ページをお願いいたします。

経済対策分といたしまして、社会福祉総務費で3億4,400万円余の増額をお願いしております。

説明欄、(1)の介護福祉士等修学資金貸付

事業費補助は、介護福祉士等の資格取得のための修学資金及び離職した介護人材の再就職準備金の貸し付けを行う団体に対し、貸し付けの原資等を補助するもので、補助先といたしましては、県社会福祉協議会を予定しております。

次に、(2)就労困難な人の新たな働く場づくり事業は、障害者や難病者、生活困窮者、ひきこもり、元受刑者など、労働市場で不利な立場にある人に働く場を提供いたしますソーシャルファームの普及のため、モデルとなる事業者の発掘や支援策の検討を行うものです。

(3)のくまもと暮らし安心システム推進事業は、地域包括ケアシステムと健康づくり、高齢者等の活躍、就労に向けた取り組みを一体的に推進する市町村等に対し補助等を行うもので、(2)の事業とともに、地方創生加速化交付金の活用を予定しております。

50ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました3つの事業について繰り越しをお願いしているものでございます。

健康福祉政策課の2月補正は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課です。

説明資料の10ページをお願いいたします。

主な内容を御説明申し上げます。

まず、公衆衛生総務費ですが、1億6,308万余の増額補正をお願いしています。これは、主に説明欄3の肝炎対策に係る医療費の所要見込み額の増及び説明欄4の平成26年度分国庫負担金の確定に伴う精算返納によるものです。

次に、11ページをお願いいたします。

予防費について、1,133万円余の減額補正をお願いしております。これは、主に、説明

欄1の(3)エイズ予防対策費、(5)風しん対策事業に係る補助金の内示減によるものでございます。

続きまして、資料12ページをお願いいたします。

下段の保健所費について、310万円余の増額補正をお願いしています。これは、説明欄1の結核検診事業におきまして、結核患者の接触者に対して実施する健康診断の対象者が見込みを上回ったことによるものでございます。

以上、健康危機管理課の2月補正予算といたしまして、1億1,600万余の増額補正をお願いしております。

よろしくをお願いいたします。

○本田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

お手数ですが、補正予算関係資料の13ページをお願いいたします。

2月補正予算通常分につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、老人福祉費でございますが、1億2,900万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

2の高齢者福祉対策費でございますが、所要見込み額の変動に伴いまして、全体として591万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、3の国庫支出金返納金ですが、(2)の国庫支出金精算返納金(介護職員処遇改善等臨時特例基金)として1億4,008万9,000円を計上しております。これは、平成21年のリーマン・ショック時の政府の経済対策以降数回にわたり基金を造成しまして、合計85億円を造成して事業を実施してきております。この事業が26年度で終了し、事業費が確定したことから、国庫に返納するものでございます。執行率は98.4%となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

老人福祉施設費でございます。5,200万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

1の老人福祉施設整備費でございますが、市町村や法人の整備要望が当初想定を下回ったことから、減額補正をお願いするものでございます。

2の国庫支出金返納金でございますが、これも、先ほどと同様に、平成21年度以降に118億円を造成し、事業を実施してまいりましたが、平成26年度で事業が終了し、基金事業費が確定したことから、国庫に返納するものでございます。執行率は、ほぼ100%でございます。

以上、高齢者支援課の2月補正予算通常分は、合計で7,700万円余の増額となっております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課です。

説明資料の15ページにお戻り願います。

老人福祉費で8億1,550万円余の減額補正をお願いしております。

主なものを説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費の(1)認知症診療・相談体制強化事業は、認知症疾患医療センターの運営などに取り組む事業ですが、契約執行残など所要見込み額の減並びに財源更正を行うものです。

次に、(4)市町村認知症早期発見・対応支援事業は、市町村が設置します認知症初期集中支援チームに対し、認知症疾患医療センターから支援を行うものですが、国の内示のおくれによる委託契約が年度後半になったことによる減額補正です。

16ページをお願いします。

一番下の段、3、国庫支出金返納金の老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金は、これは、平成26年度に実施いたしました国庫補助

事業の額の確定に伴う返納金です。

次に、17ページをお願いします。

4の介護保険対策費、(1)介護給付費県負担金交付事業は、市町村が行います介護保険給付に対する法定負担金ですが、市町村における給付見込み額の減に伴う減額です。

(5)訪問看護ステーション等立上げ支援事業は、訪問看護サービスの提供が不十分な地域におきまして、訪問看護サービスを開始する事業者に対して支援を行うものですが、想定した時期よりも実際の立ち上げ時期がおくれたことなどから、減額補正を行うものです。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の2月補正予算通常分といたしまして、8億1,550万円余の減額をお願いしております。

次に、2月補正予算経済対策分について、51ページをお願いいたします。

説明欄の1、介護保険対策費の中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業、27年度経済対策分につきましては、条件不利地域において、在宅サービス提供体制の整備を行う市町村及び団体に対して助成を行うものです。

最後に、52ページをお願いいたします。

繰越明許費です。ただいま説明いたしました事業について、全額を平成28年度に繰り越すものです。

認知症対策・地域ケア推進課につきましては以上です。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の19ページのほうをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。1億7,200万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄2の生活福祉資金貸付事業費は、県社会福祉協議会が行う貸付事業の貸付原資の助成を行うものです。財源は、全額国費です。国から10月末に照会があり、今後5年間の貸付見込み等を踏まえて積み増しを行うものでございます。

次に、下段の遺家族等援護費について御説明いたします。

1, 100万円余の減額補正を行っております。

20ページをお願いいたします。

説明欄(7)の引揚者等援護扶助費は、帰国後の中国残留邦人の方々に対する生活支援に係る経費でございます。給付対象者の減により減額するものでございます。

3の国庫支出金返納金は、平成26年度の援護関係事務委託金の事業実績報告に伴う精算返納金でございます。

次に、下段、生活保護総務費について御説明いたします。

4億2,500万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄1の(1)の生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業につきましては、生活保護世帯の子供が大学等に進学する際に、在学期間中の生活費を貸し付けるものでございますけれども、新規申請が見込みより少なかったため、減額するものです。

(2)の住宅手当緊急特別措置事業と、次のページ、21ページの(3)の緊急雇用創出基金市町村補助事業につきましては、いずれも住宅手当の申し込みが見込みより少なかったため、減額するものでございます。

(4)の生活困窮者自立支援プラン推進事業、(5)の生活困窮者総合相談支援事業につきましては、いずれも社会福祉法人などに委託した事業を実施しておりますけれども、委託契約に伴う執行残を減額しているものでございます。

22ページをお願いいたします。

上段4の国庫支出金返納金は、平成26年度の生活保護費等国庫負担金や緊急雇用創出基金事業の事業費確定に伴う精算返納金でございます。

以上、社会福祉課の2月補正予算通常分といたしまして、5億8,600万円余の増額をお願いしております。

続きまして、2月補正予算経済対策分について御説明いたします。

53ページをお願いいたします。

生活保護総務費でございます。

保護施設整備費として、菊池市に所在します救護施設の老朽改築に要する経費の助成として、3億5,100万円余の増額補正をお願いしております。

また、裏面の54ページのほうに、本件に関する繰越明許費の設定をお願いしております。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

23ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

下の段の児童福祉総務費で2億2,850万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

1、児童健全育成費のうち、(2)の児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営経費に関する市町村への助成事業でございますが、所要見込みの減により減額をお願いしております。

(3)の放課後児童クラブ施設整備事業は、施設整備の先送りなどによる所要額の減に加えまして、国庫補助が、間接補助から直接補助に変更になったことによる国庫補助分の減によるものです。

(4)の子育て支援強化事業費補助金は、保育所などで一時的に子供を預かる一時預かり

事業におきまして、利用実績が見込みより少なかったことによる減額です。

24ページをお願いいたします。

3つ飛ばしまして、4の保育士等確保対策費のうち、(2)の事業は、保育士の資格取得のための修学資金の貸付原資を補助するものですが、今回、平成28年度分の貸付原資予算の減額をお願いしております。これは後ほど御説明しますが、国の補正予算で平成28年度から3年間の新たな修学資金貸付事業が創設され、別途経済対策分として補正予算計上をお願いしております。このため、予算の整理上、一旦減額を行うものです。

次の児童措置費で4億4,640万円余の減額をお願いしております。

25ページの説明欄をお願いいたします。

(2)の施設型給付費、(3)の地域型保育給付費は、本年度から施行されました子ども・子育て支援新制度による保育所や認定こども園、小規模保育事業所などの運営費に対する県負担金でございますが、所要見込みが予算を下回る見込みですので、減額をお願いしております。

次の児童福祉施設費は、1,760万円余の増額をお願いしております。

主なものは、説明欄1の(1)特別保育総合推進事業におきまして、保育所などにおける延長保育事業の所要見込みの増によるものです。

次の公衆衛生総務費で3,470万円の減額をお願いしております。

26ページをお願いします。

主なものは、(2)の小児慢性特定疾病対策事業における所要見込みの減によるものです。

以上、通常分といたしまして、6億9,030万円余の減額をお願いしております。

続きまして、資料55ページをお願いいたします。

経済対策分の補正でございます。55ページ

をお願いいたします。

児童福祉総務費で8億940万円余の増額をお願いしております。

説明欄1の(1)地域少子化対策重点推進交付金事業は、結婚、妊娠、出産、子育てに関して先駆的な取り組みを行う市町村に対する助成事業です。

(2)の低所得者向けに結婚に伴う新生活の支援を行う自治体支援事業は、世帯年収300万円未満の世帯を対象に、結婚後の新生活のスタートに必要な新居の住宅費や引っ越し費用を補助する市町村への助成事業です。

なお、この事業は新規事業でございます。丸新の表記が漏れておりました。申しわけございません。

次に、2の保育士等確保対策費は、先ほど通常分で触れましたが、平成28年度から3年間の修学資金貸し付けに要する費用助成を行うものです。

なお、この予算には、修学資金貸し付けに加えまして、潜在保育士の再就職を支援するため、潜在保育士の子供の保育料や就職準備経費に対する貸し付けなどの事業も追加されております。

次の公衆衛生総務費は511万円余の増額をお願いしております。これは、不妊対策事業におきまして、国の特定不妊治療費助成事業が拡充され、初回分の補助上限額の引き上げや男性に原因がある不妊治療への補助対象拡大が行われることに伴い、増額をお願いするものです。

以上、経済対策分として8億1,450万円余の増額をお願いしております。

56ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました経済対策分の事業のうち、不妊対策事業を除く3事業につきまして、繰越明許費の設定をお願いしております。

子ども未来課は以上です。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

通常分の補正予算について、主なものを説明させていただきます。

3段目の児童措置費について、760万円余の減額をお願いしております。

説明欄1、児童扶助費、(1)県措置に係る措置費の支弁は、児童養護施設等への措置費の算定基礎となる施設の人件費の単価が国家公務員の給与に準じて増額改定されたことに伴い、増額補正をお願いしております。

また、(2)県に係る母子生活支援施設等運営費の支弁については、母子生活支援施設等への入所数が見込みよりも少なかったことに伴い、減額補正をお願いするものでございます。

28ページをお願いいたします。

1段目の母子福祉費について、2,960万円余の減額をお願いしております。

説明欄1の(2)児童扶養手当支給事業費は、ひとり親家庭等に支給する児童扶養手当の受給者数が見込みよりも少なかったことにより、減額補正をお願いするものでございます。

2段目の児童福祉施設費について、4,540万円余の増額をお願いしております。

説明欄2の中央一時保護所管理運営費は、虐待を受けた児童等の一時保護期間が長期化するケースがふえていることに伴い、増額補正をお願いするものでございます。

以上、通常分の補正予算として、子ども家庭福祉課で1,410万円余の増額をお願いしております。

次に、資料の57ページをお願いいたします。

経済対策分の補正予算について説明させていただきます。

3つございますが、いずれも新規事業でござ

います。

1段目の母子福祉費の説明欄をごらんください。

現在、資格取得を目指すひとり親家庭の親に生活費の一部を支給する制度として、高等職業訓練促進給付金というものがございしますが、その受給者の修学や就職を容易にし、自立を促進する観点から、新たに入学準備金と就職準備金の貸し付けを行う事業です。貸し付けを受けた方は、一定期間就業を継続することで返還免除も受けられます。この事業を実施する団体に対する貸付原資等の助成金として1億4,150万円余をお願いしております。

2段目の児童福祉施設費の説明欄1の(1)をごらんください。これは、児童養護施設を退所して進学や就職する子供たちに対して、生活の安定と自立を促進する観点から、生活費や家賃、資格取得費用の貸し付けを行う事業です。これについても、貸し付けを受けた方は一定期間就業を継続することで返還免除を受けられます。1億1,850万円余をお願いしております。

また、その下の(2)については、児童養護施設等に児童の学習環境の改善のためパソコンを設置する事業であり、190万円余をお願いしております。

以上、経済対策分の補正予算として、子ども家庭福祉課で2億6,210万円余をお願いしております。

次に、58ページをお願いいたします。

ただいま御説明した2つの新規貸付事業については、事業の開始が28年度にずれ込むことが想定されることから、全額繰越明許費の設定をお願いしております。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

障害者福祉費で3億9,300万円余の減額をお願いしております。

説明欄の1、障がい者扶助費ですが、(1)は、重度身体障害者の医療費及び(2)は、障害者の入所・通所サービス利用に係る負担金でございます。いずれも所要見込み額減のために補正をお願いするものでございます。

3の障がい者福祉施設整備費ですが、国に補助協議した案件の一部しか採択されなかったことから、減額するものでございます。

4の国庫支出金返納金ですが、(1)から次の30ページの(4)までについて、いずれも平成26年度分の額の確定により精算返納するものでございます。

続きまして、5、重度心身障がい者医療費は、市町村の実績額の減少に伴う減額でございます。

続きまして、下段の児童措置費ですが、1億2,400万円余の増額をお願いしております。

説明欄1の児童扶助費は、障害児の入所・通所サービスに係る負担金で、所要見込み額の増と平成26年度事業の確定による追加交付のために増額するものでございます。

31ページ上段の説明欄2、国庫支出金返納金は、平成26年度分の額の確定により精算返納するものでございます。

下段の精神保健費ですが、3,200万円余の減額をお願いしております。

説明欄1、精神保健費のうち、次ページの(2)は、措置入院に要する経費でございますが、見込みよりも少なかったことによりまして、減額をお願いするものでございます。

2の国庫支出金返納金は、措置入院費等に係る26年度分の額の確定により精算返納するものでございます。

以上、2月補正予算の通常分は3億2,700万円余の減額でございます。

続きまして、33ページをお願いいたしま

す。

債務負担行為の設定でございます。

南部発達障がい者支援センター事業は、平成25年度から29年度までの委託に加えまして、28年度から追加で実施します発達検査に係る経費について増額の変更契約を行うものでございます。

34ページをお願いいたします。

繰越明許費ですが、年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、300万円を追加でお願いするものでございます。

続きまして、経済対策分について説明いたします。

59ページをお願いいたします。

障害者福祉費ですが、4億8,000万円余の補正をお願いしております。

説明欄の障がい者福祉施設整備費は、施設整備に対する助成でございますが、28年度当初予算への計上を予定していたものを前倒しで計上するものでございます。

60ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

ただいま説明いたしました経済対策分の施設整備について、本年度中の執行が困難なことから、全額を繰り越すものでございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○立川医療政策課長 医療政策課です。

35ページをお願いいたします。

2月補正予算の主な理由といたしましては、所要見込み額の減及び国庫補助金の内示減によるものです。

主な事業について説明いたします。

公衆衛生総務費で3億8,325万円余の減額をお願いしております。

2、保健医療推進対策費、(5)の医療施設耐震化整備事業は、工事進捗のおくれに伴う減額です。

36ページをお願いいたします。

6、地域医療再生基金積立金は、基金の運用利息及び県からの基金を財源とした補助金の交付確定の減等に伴う基金の積み立てです。

37ページをお願いいたします。

医務費で7,982万円余の減額をお願いしております。また、保健師等指導管理費で8,764万円の減額をお願いしております。

38ページをお願いいたします。

以上、医療政策課は、最下段のとおり、計5億5,223万2,000円の減額補正をお願いしております。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、39ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定です。

医療施設耐震化整備事業につきましては、先ほど35ページの2月補正で減額した額と同額を28年度予算に計上するため、1億7,239万円余の限度額設定をお願いするものです。

40ページをお願いいたします。

繰越明許費です。

医薬費の看護職員確保総合推進事業について、年度内に事業完了しないことが想定されるものにつきまして、649万円余の設定をお願いするものです。

41ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費の脳卒中等医療推進事業につきましても、年度内に事業完了しないことが想定されるものにつきまして、6,500万円の追加設定をお願いするものです。

飛びまして、61ページをお願いいたします。

経済対策分です。

公衆衛生総務費で28億3,851万円余の増額をお願いしております。

1、保健医療推進対策費の小児・周産期医療充実のための医療機器等整備事業は、小児・周産期を担う医療機関が行う医療機器等

の整備に要する経費に対する助成です。

2、地域医療介護総合確保基金積立金は、介護分の基金積み立てです。

続きまして、62ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更です。

今、61ページの経済対策分で増額をお願いいたしました2事業について、いずれも年度内の予算執行ができないことが想定されるため、全額の設定をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の42ページをお願いいたします。

上段の国民健康保険指導費につきまして、3,187万円余の減額をお願いしております。

主なものを説明いたします。

説明欄2の国民健康保険制度安定化対策費ですが、市町村間の財政調整のために、医療費相当額の9%を交付いたします県調整交付金について、医療費の見込みが当初見込みを下回ったことにより、3億2,898万円余の減額をお願いしております。

4の新規事業、国民健康保険財政安定化基金積立金は、平成30年度からの国保の財政運営責任等の都道府県移行に向けて、国保財政の安定化のため、平成27年度から国庫補助により基金が順次積み立てられることとされており、平成27年度分として、2億9,880万円余を基金として造成するものでございます。

下段の公衆衛生総務費について、1億816万円余の増額をお願いしております。

増額の主な理由ですが、説明欄1、(1)の後期高齢者医療給付費負担金は、後期高齢者医療にかかります費用の12分の1を県が負担するものですが、医療費が当初見込みを上回ったこと、(3)は、制度拡充されました後

期高齢者医療保険基盤安定負担金につきまして、対象者が見込みより増加したことによるものでございます。

以上によりまして、国保・高齢者医療課では、総額7,628万円余の増額補正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下村健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料44ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で17億2,591万円余の減額をお願いしております。

まず、右の説明欄2の衛生諸費でございます。当課で受け入れております市町村からの派遣職員の給与費等に係る負担金でございます。

次に、3の健康づくり推進費から次の45ページの6の難病対策費までにつきましては、全て所要見込み額の減または国庫補助金等の内示減に伴う減額でございます。そのうち、6の難病対策費の(1)指定難病医療費につきましては、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費の公費負担分でございます。平成27年1月1日の法律の施行に伴い、対象疾患数が拡大したことから受給者数の増加が見込まれたため、当初予算では国の試算と同じ増加率に基づく見込み額で御承認をいただいておりますが、予想より医療費が増加しなかったため、15億9,700万円余を減額するものでございます。理由としましては、受給の認定基準に新たに重症度が加わったこと、上限額が変更され、患者の自己負担額が増加したことなどが影響しているものではないかと思われま。

次に、7の国庫支出金返納金につきましては、平成26年度国庫補助金の交付確定に伴う精算返納金です。

次の予防費につきましては、ハンセン病事業費において、国庫委託金が充当されること

となったことによる一般財源からの財源更正でございます。

以上、2月補正通常分で17億2,591万円余の減額をお願いしております。

次に、経済対策分について御説明いたします。

説明資料63ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で1,900万円余の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

健康づくり推進費の健康長寿推進事業ですが、県民総ぐるみで健康づくりを推進するくまもとスマートライフプロジェクトのさらなる普及啓発に取り組み、県民主体の健康づくりの推進及び健康長寿の意識醸成に要する経費で、情報発信の充実強化、健康づくり活動の好事例づくりと普及を効果的に行い、継続して健康づくりに取り組む社会環境の整備を図るものです。

説明資料の64ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

ただいま説明いたしました健康長寿推進事業につきまして、全額の繰越明許の設定をお願いするものです。

健康づくり推進課の2月補正分は以上です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○和久田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の46ページをお願いします。

3段目の薬務費で736万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄2の薬務行政費、(3)の在宅訪問薬局支援体制強化事業は、薬局薬剤師により在宅医療を地域単位で推進するために、熊本県薬剤師会が行う在宅訪問薬剤師支援センターの運営等に対する助成、薬局薬剤師の研修に要する経費でございます。

無菌調剤室の整備等に係る所要見込み額の

減により、605万円の減額をお願いしております。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○清原総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

説明資料の66ページをお願いいたします。

左側の欄、管理運営に係る収益的収支におきまして、収入で、患者数が目標値を下回る見込みとなったことによる入院収益の減等により、2,400万円余の減額、また、支出で2,900万円余の減額をお願いしております。

これにより、補正後の収入が15億9,000万円余、支出が15億8,200万円余となり、770万円余の純利益となる見込みでございます。

なお、右側の資本的収支については、補正はございません。

次に、67ページをお願いいたします。

支出の補正の内容でございます。

医業費用のうち、給与費については、職員の給与改定、人事異動等による増、材料費につきまして、薬品費の使用実績に伴う増、また、経費につきましては、光熱水費、委託料等の実績による減により、合計で2,900万円余を減額するものでございます。

68ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、平成28年4月1日から実施する必要のある庁舎の管理業務等につきまして、総額2,200万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 29ページで先ほど説明いただきましたが、障がい者福祉施設整備費の1億2,188万円減ということで、これは所要見込み額の減ということで書いてあるんですが、どこの、具体的な報告、もう少し詳しく説明をいただきたいと思うんですが。

○井上障がい者支援課長 これにつきましては、当初、国のほうに7件の施設整備案件を協議しておりましたが、そのうち4件しか採択をされなかったことによる減額でございます。

○岩中伸司委員 それは、4件のみ採択されたということだと、3つは全く無視をされたということですかね。そうじゃないでしょうか。

○井上障がい者支援課長 国の予算の枠にはまらなかったということでございます。案件が悪いとかそういうことではございませんで、予算上の……。

○岩中伸司委員 それはよくあることでしょうかけれども、県としては、これはやっぱり必要なやつという認識を持って最終確認された内容でしょうかから、今後の問題としては、これはどう継続をしてやられるのでしょうか。

○井上障がい者支援課長 県といたしましては、当然必要というふうに認めまして国に協議をしたところでございますが、残念ながら採択されなかったということでございます。ただ、引き続き法人のほうが施設整備の要望がなされれば——実は毎年毎年数十件の要望が来ております。その中で、施設整備審査会、外部の委員も入った施設整備審査会で審査をしておりますので、必ずそれがまた協議の枠に入るということは必ずしも言えないということでございます。

○高木健次委員長 いいですか。  
ほかに質疑ありませんか。

○重村栄委員 これは20ページですね。20ページの生活保護総務費、その中の1番、生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業、貸付件数が所要見込みよりも減っているんですけども、この内訳というのはどんなふうなんですか。今知事も負の連鎖を断ち切るというようなことで取り組んでいる事業の一つでもあるんでしょうけれども、本当に需要が減っているのは、どういう中身で減ってきたのか、改善されて減ってきているのか、例えばいろんな貸し付けの条件等、そういったものが厳しいから減っているのか、ちょっとその辺がわかれば教えてください。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活保護世帯からの貸付件数の状況ということでのお尋ねですけれども、今年度当初予算では、新規分ということで20人予算を確保しておりました。結果的に12月までぐらいの決定が9件で、それにプラス3人ぐらいを見込んだところで、補正減で落としているような状況です。

21年度にこの制度を始めまして、毎年増減がございます。最初のころは7件。21年度からの件数を申しますと、7件、8件、9件、その後14件にふえたりして、また8件に伸びて、26年度が13件でございました。だから、今回も見込みで12件伸ばしておりますけれども、その辺、何かふえたり減ったりしているような状況かなというふうには思っております。

○重村栄委員 変動の幅の中で動いていると。特別ことしが少なかったということではないんですね。

○吉田社会福祉課長 ことで、今のところ思っております。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○重村栄委員 はい。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 子ども未来課で、55ページの児童福祉総務費の(2)番のところの低所得者向けに結婚に伴う新生活の支援を行う自治体支援事業というやつなんですけれども、この低所得者というのはどのような形で低所得者というのを見ているのか教えてください。

○福田子ども未来課長 これは、国の一億総活躍の流れの中で出てきた事業でございますけれども、世帯年収300万円未満というところを対象として今考えてあります。

なぜ300万円未満かと申し上げますと、過去、内閣府が調査したものがございまして、同じ年代で年収別の婚姻率という調査がなされております。それを見ますと、20代、30代とも、300万円未満になりますと、婚姻率が8%とか、10%を切るような状況で、これが300万円を超えていくと25%を超えるというふうなことがありまして、いわゆる300万円の壁というふうなことも言われているような状況でございます。そのために、そういった所得の低い人たちの結婚に向けての最後の一步を後押ししようというのが、この事業の趣旨でございます。

○藤川隆夫委員 まあ、これは経済対策でやっているもので、もしこの事業を動かし始めたときに、ある意味継続性というのが必要になってくるんですけども、そのときの予算とい

うのはどういうふうに考えていますかね。

○福田子ども未来課長 国のほうも、この後どうするかというのはまだ示されていないというのが実情でございますけれども、市町村におきまして、今4つの市町村が一応やろうかなということと予定をしているところでございますけれども、その後の一般財源の負担なども考慮の上、手を挙げてこられているのではないかとこのように思っております。

○藤川隆夫委員 今ので話はわかったんですけども、逆に言うと、これより下がってくると生活保護という話が出てくると思うんですけども、その付近の線引きも、当然これから必要になってくる部分だろうというふうに思うんですけども、結局その間の人を救おうという話かな。

○福田子ども未来課長 そのとおりだと思います。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○藤川隆夫委員 はい、いいです。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第18号及び第19号について、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、平成28年度当初予算及びその他の議案について、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○渡辺健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

資料の当初予算及び条例等関係の資料をお願いいたします。

2ページでございます。

予算の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございますが、説明欄1の職員給与費につきましては、本年1月1日時点での職員数と給与額をもとに所要額を計上しております。職員給与費につきましては、各課とも同様でございますので、各課の説明では省略させていただきます。

説明欄2の民生委員費につきましては、民生委員、児童委員の活動に係る費用弁償の経費等でございます。

3の社会福祉協議会助成費のうちの(1)県社協活動助成費は、県社会福祉協議会の地域福祉活動に要する運営費、(3)日常生活自立支援事業は、認知症など判断能力が十分ではない方の福祉サービスの利用援助等を実施するための経費に対する助成でございます。

3ページをお願いいたします。

4の地域福祉振興費のうち、(3)くまもと型地域福祉推進事業は、地域の縁がわの普及促進及び水俣・芦北地域における住民見守り活動の実施に要する経費で、いずれも継続事業ではございますが、事業を統合したため、整理上、新規事業となっております。

4ページをお願いいたします。

社会福祉諸費のうち、(6)福祉人材緊急確保事業は、福祉分野の人材不足への対応とい

たしまして、中学校への出前講座や学生の職場体験などによる若者の福祉分野への参入促進、それから合同面接会による人材のマッチングなどに要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

7のやさしいまちづくり事業費のうち、(2)UDやさしいまちづくり普及啓発事業は、障害者等用駐車場の適正利用を推進するハートフルパス制度の普及など、やさしいまちづくりの意識向上や人材育成に要する経費でございます。

7ページをお願いいたします。

下段の災害救助費でございますが、説明欄2の災害救助対策費のうち、(2)東日本大震災応援救助事業は、福島県から本県に避難されております被災者10世帯の住宅の借り上げに要する経費でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございますが、説明欄4の保健医療推進対策費のうち、9ページでございますが、(4)新規事業でございますが、平成30年度からの次期保健医療計画の策定に要する経費でございます。

その下、保健環境科学研究所費につきまして、前年度の予算額を1億円余り上回っておりますが、これは、説明欄2の管理運営費に、単年度事業といたしまして空調設備改修のための経費9,200万円余を計上していることによるものでございます。

以上、健康福祉政策課は、総額で33億1,800万円余をお願いしております。

続きまして、条例等議案について御説明いたします。

ページが飛びまして恐縮でございますが、82ページをお願いいたします。

第48号議案熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

右のページの条例(案)の概要で御説明いたします。

1の条例改正の趣旨でございますが、本年12月に予定しております民生委員一斉改選に向けまして、市町村ごとの民生委員の定数を地域の実情に即したものとするため、市町村の意見や世帯数の動向などを踏まえ、見直しを行うものでございます。

2の内容でございますが、そこに記しております14の市町村で1名から4名の増員となります一方、宇城市につきましては1名減ということになりまして、全体では22名の増員となります。

なお、改正内容につきましては、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメントの手続を実施しておりますが、意見の提出はございませんでした。

施行期日は、一斉改選の期日でございます平成28年12月1日としております。

続きまして、84ページをお願いいたします。

第49号議案熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

右のページの条例(案)の概要をお願いいたします。

1の条例改正の趣旨及び2の内容にありますとおり、学校教育法の一部改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されましたことから、いわゆるバリアフリー新法に基づく基準への適合が義務づけられております特別特定建築物といたしまして、義務教育学校を条例に追加するものでございます。

施行期日は、法の施行に合わせ、平成28年4月1日としております。

健康福祉政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課で

す。

説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費ですが、5億9,552万円余をお願いしています。

主な事業は、説明欄4の肝炎対策事業です。B型肝炎及びC型肝炎の患者の方々の治療に伴う医療費助成や肝炎ウイルス検査に要する経費です。この事業は、先ほど2月補正予算で増額をお願いいたしましたが、来年度も医療費助成の増が見込まれるため、対前年比で約1億円増の予算としております。

次に、12ページをお願いいたします。

結核対策費で3,170万円余をお願いしております。

主な事業ですが、説明欄1の結核医療費は、感染症法に基づき入院勧告を行った際の医療費について公費負担を行うものでございます。

下段の予防費ですが、2億6,461万円余をお願いしています。前年度から約1億5,400万円の増となっております。これは、13ページ、説明欄、(3)の新型インフルエンザ対策費の増額に伴うものです。具体的には、平成18年度に購入いたしました備蓄薬タミフルの10年間の有効期限が到来するため、新たな備蓄薬を購入するための経費1億8,000万円余を計上したことによるものです。

続きまして、15ページをお願いいたします。

右の説明欄3の乳肉衛生費です。

(3)の公衆衛生獣医師確保育成事業は、県の獣医師職員の確保及び研究支援を行うための事業です。この事業の中で、新たな取り組みといたしまして、獣医系大学の学生を対象とした返還免除つき修学資金、いわゆる奨学金の貸与を行うこととしております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

環境整備費に1億371万円余をお願いしております。

説明欄1、(2)の動物愛護管理事業は、県の保健所や動物管理センターにおける犬や猫の引き取り、捕獲、しつけ方教室など、動物愛護管理業務に必要な経費でございます。

以上、健康危機管理課当初予算は、17ページ下段にありますように、総額14億2,779万円余を計上しております。

続きまして、条例改正案1件を御説明申し上げます。

86ページをお願いいたします。

熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例の制定でございます。

87ページの条例(案)の概要で御説明申し上げます。

改正の趣旨は、食肉衛生検査体制の見直しに伴い、関係規定を整備するものでございます。

内容についてですが、現在、県の食肉衛生検査所は、年間処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場を所管しており、食鳥検査を行っております。近年、県内の多様な施設の食鳥検査、例えば、小規模ですが、輸出を行う施設などが出てきておりまして、こういった施設に柔軟かつ適切に対応する必要があるため、知事が指定する食鳥処理場を食肉衛生検査所の所管とするものでございます。

あわせて、(2)ですが、通常、食鳥処理場には、肉のカット、包装を行う食肉処理場が附属しております。食肉処理場は、現在各保健所が所管しておりますが、この食肉処理場の所管につきまして、輸出やHACCPなどの衛生管理の効率的な指導のため、その所管の一部を食肉衛生検査所の分掌とするものでございます。

施行期日は、本年4月1日からとしています。

健康危機管理課関係分は以上でございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○本田高齢者支援課長 18ページをお願いいたします。

まず、老人福祉費でございます。11億7,100万円余をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

3の高齢者福祉対策費でございますが、(1)と(2)の事業は、一般財団法人熊本さわやか長寿財団が実施いたしますさわやか大学の運営やシルバースポーツ大会、高齢者無料職業紹介所等、高齢者の生きがいと健康づくり等に要する経費を助成するものでございます。

また、(3)と19ページの(4)、(5)の事業は、老人クラブの運営費や健康づくり、シルバーヘルパー活動に助成するものでございます。

20ページをお願いいたします。

(8)の長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業は、介護職員の資質が向上するよう、研修出席に伴う欠員補充の代替職員等の雇用経費を助成するものでございます。

4の介護保険対策費の(1)介護人材確保対策推進事業は、介護人材確保のために、介護職の魅力や専門性のPRなどの広報啓発、また、介護職員の定着支援のためのセミナー等を実施する事業でございます。

21ページをお願いいたします。

老人福祉施設費でございます。16億2,300万円余をお願いしております。

説明欄の1、老人福祉施設整備費の(1)老人福祉施設整備等事業は、老人福祉施設等の老朽改築を行う法人に対して助成する事業でございます。28年度は、特別養護老人ホーム1施設9床、養護老人ホーム1施設50床の59床分を予定しております。

(2)の介護基盤緊急整備等事業は、市町村の介護保険事業計画に基づき整備する地域密着型の介護施設等に対して助成する事業でございます。27年度に比べ52%の増額となっております。28年度は、地域密着型特養7カ

所、グループホーム3カ所、小規模多機能居宅介護支援事業10カ所等を予定しております。

22ページをお願いいたします。

高齢者支援課のトータルとしましては、当初予算としまして、27億9,584万円余をお願いしております。

次に、飛びまして、88ページをお願いいたします。

第51号議案熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

88ページに条例案、92ページにその概要を記載しております。

92ページの条例の概要のほうで説明いたしたいと思っております。

介護保険法の一部改正、この改正内容は、地域密着型通所介護というサービスが新設されたこととありますが、この改正に伴い、関係省令の一部が改正されたことを踏まえ、本県の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例初め6条例をまとめて改正するものでございます。

改正の主な内容は、県が従来指定しておりましたデイサービスのうち、定員18人以下の小規模な通所介護事業所は市町村が指定する地域密着型通所介護ということに移行しますので、それに伴い、条文の項ずれや不要となる規定の削除等を行うものでございます。

施行期日は、省令に合わせまして、28年4月1日でございます。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 説明資料の23ページをお願いいたします。

老人福祉費で257億1,395万5,000円、前年度比で5億8,573万9,000円の増額をお願いいたしております。

主な増額は、いずれも市町村への負担で、介護給付費負担金が、介護給付費増の見込みから4億5,357万7,000円、それから地域支援

事業交付金が、市町村の所要見込み額の増から1億5,850万2,000円の増となっております。

それでは、右の説明欄に従いまして、主な事業を説明いたします。

まず、説明欄の2、(1)認知症診療・相談体制強化事業につきましては、県内11カ所の認知症疾患医療センターなどの医療体制、関係機関との連携体制、認知症に関する相談体制の充実強化に要する経費です。新たに薬剤師向けの認知症対応力向上研修に取り組むこととしております。

次に、(2)「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業は、熊大附属病院で行います認知症専門医養成等に対して助成する事業です。

24ページをお願いいたします。

新規事業ですが、循環型認知症医療体制検討事業は、認知症サポート医の活動支援を通して行う循環型認知症医療体制、これは、高齢者にその時々々の容態にふさわしい場所、適時適切な場所で適切なサービスが提供される体制のことを言いますけれども、この検討に要する経費に対して助成をする事業です。

(5)市町村認知症早期発見・対応支援事業は、平成30年度までに市町村が実施いたします認知症初期集中支援チームの活動に対し、活動になれるまでの間、6カ所の地域拠点型認知症疾患医療センターから行う支援に対する経費です。

26ページをお願いいたします。

(10)新規事業ですけれども、権利擁護人材育成事業は、判断能力の低下しました方々を支援するための成年後見制度の研修等に要する経費並びに成年後見に携わる市民後見人の養成を行う市町村に対して助成する事業です。

27ページをお願いいたします。

(13)熊本型介護予防機能強化事業は、介護予防教室など介護予防事業を推進する市町村

への各種支援に要する経費です。新たに介護予防に取り組む市町村等に指導、助言を行います地域リハビリテーション指導者の育成に取り組むこととしております。

(14)新規事業ですけれども、在宅医療支援体制づくり事業は、各保健所に嘱託職員を配置しまして、市町村や郡市医師会とともに、在宅医療支援体制づくりに取り組む事業です。

28ページをお願いいたします。

(15)これは組み替え新規ですけれども、訪問看護ステーション等経営強化支援事業は、小規模ステーションへの人材確保や経営支援、アドバイザーの派遣など、訪問看護ステーションの経営管理や看護技術の支援等に要する経費です。

3の介護保険対策費の(1)から(3)までは、いずれも市町村に対する法定負担金交付金で、(1)、(2)は、冒頭申し上げたとおり増額しております。(3)第1号保険料県負担金交付事業は、今年度から市町村が実施しております低所得者への保険料軽減に要する費用に対する負担金です。

29ページをお願いいたします。

(4)地域包括ケア推進体制強化事業は、医療と介護の連携促進など、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村地域包括支援センターの機能強化を進めるための助成等を行う事業です。今年度まで5地域7町村で実施していましたが在宅医療介護連携推進モデル事業が終了いたしまして、平成28年度からは市町村の地域支援事業へ移行しますので、1,800万円余の減額となっております。

30ページ、下段をお願いいたします。

以上、認知症対策・地域ケア推進課につきましては、平成28年度当初予算として、総額257億1,395万円余をお願いいたしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございますけれども、説明欄3の(2)の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業は、低所得の高齢者等を対象に給付金を支給するための事務経費でございます。給付金3万円につきましては、市町村のほうで予算措置がなされます。

下段の遺家族等援護費について御説明いたします。

32ページをお願いいたします。

説明欄2の(1)特別給付金等支給事務費は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給等に要する事務費でございます。(2)の引揚者等援護事務費、(3)の引揚者等援護扶助費は、帰国した中国残留邦人の方々に対する通訳派遣等による自立支援や支援給付金等の経費でございます。

33ページをお願いいたします。

生活保護総務費でございます。

説明欄1の(1)生活保護適正実施推進事業は、生活保護制度の適正運営を確保するための監査や調査、研修等に要する経費でございます。

(2)の生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業は、大学等への進学を支援するために、生活費を貸し付ける事業でございます。

(3)の生活困窮者総合相談支援事業は、昨年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づく事業でございます。生活困窮者に対して訪問相談や自立のためのプラン策定による支援や住居確保給付金を支給するものでございます。

次の(4)の生活困窮者自立支援プラン推進事業は、(3)の総合相談支援事業で策定された支援プランに基づきまして、就労支援や家計相談、子供の学習支援等の実施に要する経費でございます。

(5)の矯正施設等退所者社会復帰支援事業は、高齢または障害のある刑務所出所者に対して福祉的な支援を行う地域生活定着支援センターの運営に要する経費でございます。

34ページをお願いいたします。

下段の扶助費について御説明いたします。

扶助費につきましては、3億4,200万円余の増額をお願いしております。これは、説明欄1の生活保護扶助費の(1)生活保護費につきまして、被保護世帯の増加に伴う医療扶助費の増加などにより増額を計上していることによるものでございます。

以上、社会福祉課合計で53億7,900万円余をお願いしております。

続きまして、35ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明いたします。

先ほど説明いたしました生活保護世帯進学応援資金貸付金につきましては、平成28年度の貸し付け開始者に対しまして、大学などの在学期間中継続して貸し付けを行う必要がありますので、平成31年度までの債務負担行為設定をお願いしているものでございます。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○福田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

36ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

一番下の段の児童福祉総務費でございますが、13億9,660万円余をお願いしております。

37ページの説明欄をお願いいたします。

2、児童健全育成費の(1)多子世帯子育て支援事業は、第3子以降の3歳未満児の保育料無料化を実施する市町村への助成経費です。(2)の児童健全育成事業及び(3)の放課後児童クラブ施設整備事業は、放課後児童クラブの運営や施設整備に関する市町村への助成

経費です。

1つ飛びまして、(5)の子育て支援強化事業費補助金は、保育所などで実施されております地域子育て支援拠点事業に関する市町村への助成経費です。

児童福祉総務費は、本年度予算と比較しまして1億4,380万円余の減額となっておりますが、これは、保育士修学資金貸付事業を本年度2月補正予算経済対策分をお願いしております、28年度当初予算に計上していないことによるものです。

38ページをお願いいたします。

真ん中の段の児童措置費でございますが、118億1,380万円余をお願いしております。事業内容は、保育所や認定こども園、小規模保育事業所などの運営に対する給付費の県負担分です。本年度よりも12億2,380万円余の増額となっておりますが、これは、私立幼稚園が認定こども園に移行することや地域型保育事業所の新設などによりまして、給付対象施設が増加する見通しであることによるものです。

次の児童福祉施設費は10億6,450万円余をお願いしております。説明欄の1、(1)の特別保育総合推進事業は、延長保育に関する市町村への助成でございます。

39ページの2と3は、社会福祉施設に対する支援といたしまして、産休代替職員の任用経費や退職手当の支給に要する費用について助成するものです。本年度より1億4,770万円余の増となっておりますけれども、これは、延長保育事業所が対象施設の増加により増額となることや、施設職員退職共済費の負担増によるものでございます。

次に、公衆衛生総務費として11億5,860万円余をお願いしております。

40ページをお願いします。

主なものは、5の母子医療対策費のうち、(2)の小児慢性特定疾病に係る医療給付に要する経費、(3)の特定不妊治療費の助成に要

する経費、また、6の乳幼児医療費の助成を行う市町村への助成経費でございます。

41ページの保育所費を加えまして、当課合計156億580万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料の42ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

2段目の社会福祉施設費は3,100万円余をお願いしております。

説明欄、(2)DV対策強化事業は、DV被害者等を緊急的に一時保護する民間シェルターに対する助成や、高校生等を対象に実施しているDV未然防止教育の費用でございます。

3段目の児童福祉総務費は1億7,300万円余をお願いしております。

43ページをお願いいたします。

説明欄3の児童健全育成費の(3)こんには赤ちゃん事業費等補助事業は、乳児がいる家庭の訪問事業など、児童虐待の発生予防対策等を実施する市町村に対して助成を行うものでございます。

また、(5)子ども・若者総合相談センター事業は、ニート、ひきこもり、不登校など社会的自立が困難な子供、若者に対する総合相談窓口として、昨年10月から開所している子ども・若者総合相談センターの運営に要する経費でございます。

次に、44ページをお願いいたします。

児童措置費は70億4,200万円余をお願いしております。

説明欄1の(1)から(3)までは、保護を必要とする児童や母子を児童養護施設や母子生活支援施設等へ措置するための費用です。なお、児童措置費は前年度比較で3億800万円余の増額となっておりますが、これは、(1)の児童養護施設等及び里親委託に係る措置費

の単価の変更があり、措置費の所要額が上がったことが主な要因でございます。

また、45ページをお願いいたします。

説明欄3の児童手当市町村交付金は、児童手当の県負担分を市町村に交付するものでございます。

次に、母子福祉費は19億2,300万円余をお願いしております。

説明欄1の(1)ひとり親家庭等支援事業は、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して生活費の一部を支給する高等職業訓練促進給付金を初めとするひとり親家庭等への支援に要する経費です。

また、(2)のひとり親家庭等学習支援・交流事業は、地域の学習教室を設置し、ひとり親家庭の子供たちにボランティアで学習支援を行うものでございます。

46ページをお願いいたします。

説明欄3の(2)児童扶養手当支給事業費は、ひとり親家庭等に対し月4万円ほどの手当を支給する事業です。母子福祉費は前年度から4,800万円余の減額となっておりますが、この児童扶養手当支給事業費について、支給件数と支給額の見込みが減ったことが主な要因でございます。

説明欄4のひとり親家庭等医療費は、ひとり親家庭等の医療費の自己負担を軽減するものでございます。

次に、児童福祉施設費として2億800万円余をお願いしております。

47ページをお願いいたします。

説明欄2の(4)子ども虐待防止総合推進事業は、児童虐待防止等に係る各種事業に要する費用でございます。

また、説明欄3の児童一時保護所費ですが、48ページをお願いいたします。

中央一時保護所管理運営費は、児童相談所が虐待を受けた児童等を一時保護する際に必要な食費や被服費、医療費等に要する費用です。

以上、子ども家庭福祉課の一般会計予算として、総額93億7,900万円余をお願いしております。

次に、49ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計でございます。

ひとり親家庭等に対し、子供の修学資金や生活資金等の各種貸し付けを行うものでございます。貸付実績が減っていることに伴い、前年度と比較して900万円余の減額を行い、1億2,300万円余をお願いしております。

50ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

いずれも、貸し付け、もしくは県が行う身元保証が複数年度にわたるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

また、51ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計における債務負担行為の設定です。これも、貸し付けが複数年度にわたるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、飛びまして、113ページをお願いいたします。

第71号議案権利の放棄についてを御説明いたします。

次の114ページの概要で説明させていただきます。

放棄する権利は、母子福祉資金貸付金債権1件でございます。

内容としては、平成24年度に技能習得資金として貸し付けた貸付金のうち、未償還となっている元金20万8,905円とこれに係る違約金の請求権です。

本件については、昨年4月まで定期的に償還が行われておりましたが、その後貸し付けの相手方及び連帯保証人が破産し、今後回収の見込みがなくなったため、権利の放棄をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

平成28年度の当初予算の概要について説明いたします。

説明資料の52ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費ですが、150億1,400万円余をお願いしております。前年度との比較では8億200万円余の増となっております。

主な事業内容につきましては、右の説明欄の1、障がい者扶助費ですが、(1)の身体障害者への更生医療費ですとか、(2)の精神通院医療費、(4)の施設の入所、通所利用に係る負担金に要する経費でございます。それぞれの事業で、今年度の実績額や国の概算要求の伸び率等を参考に、所要額を見込んでおります。

2の障がい者福祉諸費ですが、次のページの(2)の市町村地域生活支援事業は、日常生活用具の給付や手話通訳者の派遣など、障害者の地域生活を支援する市町村事業に対する助成でございます。

(5)の障害者条例推進事業は、条例に基づく広域専門相談員の人件費や個別事案解決のための調整委員会の運営費、本年4月1日に施行されます障害者差別解消法により義務となります県の合理的配慮に対応するため、県主催の講演会等に手話通訳者等を派遣する経費でございます。

(6)の工賃向上計画支援事業では、従来の取り組みに加えまして、28年度から新たに農業に取り組む施設に対してアドバイザーの派遣などを行います。

54ページをお願いします。

(10)の視覚障がい者歩行訓練指導等事業は、新規でお願いするもので、歩行訓練指導者の養成や通勤などの実地訓練指導に要する経費です。社会福祉法人熊本県視覚障害者福祉協会に委託して実施する予定でございます。

3の障がい者福祉施設整備費でございますが、(1)は、施設整備に対する助成でございます。

55ページをお願いいたします。

中ほどの5、重度心身障がい者医療費は、市町村が行う重度心身障害者への医療費助成に対してその一部を助成するものでございます。

7の発達障害者福祉費は、発達障害者の総合的な専門相談機関として、(1)は北部、次のページの(2)の南部センターでは、平成28年度から、新たに医療機関などに臨床心理士等を派遣して発達検査を実施することとしております。

(3)の発達障がい者支援医療体制整備事業は、身近な地域で発達障害の診療が受けられるよう、熊本大学と連携して専門医の養成等に取り組むものでございます。

57ページをお願いいたします。

上段の児童措置費ですが、17億6,700万円余をお願いしております。

説明欄1、児童扶助費の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業は、障害児の入所や通所に係る県の負担金でございます。

2の心身障害者共済事業は、親亡き後に障害者への終身年金を支給する共済事業でございます。

下段の児童福祉施設費ですが、10億7,000万円余をお願いしております。

主なものといたしましては、説明欄1にありますように、宇城市松橋町にありますこども総合療育センターの運営経費でございます。

58ページをお願いします。

精神保健費ですが、2億円余をお願いしております。

説明欄の1、精神保健費のうち、(2)精神保健医療費は、精神障害者の措置入院に要する経費でございます。

次の59ページの(7)ひきこもり対策推進事

業は、ひきこもりの本人やその家族等を支援するため、精神保健福祉センター内に設置しているひきこもり地域支援センターの経費でございます。

60ページをお願いいたします。

県立病院事業会計繰出金ですが、地方公営企業法に基づく繰出金として7億6,300万円余をお願いしております。

以上、障がい者支援課では、28年度当初予算として、総額189億800万円余をお願いしております。

続きまして、条例案について御説明いたします。

資料の93ページをお願いいたします。

第52号議案熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、101ページの条例(案)の概要で説明いたします。101ページをお願いいたします。

1の条例改正の趣旨ですが、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等に関する国の基準を定めます厚生労働省令の一部改正を踏まえまして、本条例の関係規定を整備するものでございます。

改正の内容は、3点でございます。

(1)の基準該当自立訓練については、自立訓練を提供する事業所がない地域におきまして、一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業所等がサービスを提供する場合は、障害福祉サービスの基準該当自立訓練とみなすという特例を新たに設けるものでございます。

(2)は、先ほど第51号議案でもありましたが、地域密着型通所介護の新設に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

(3)の指定通所支援に関する基準条例は、障害児を対象とするサービスに関するもので、(1)、(2)で指定障害福祉サービス等基準条例が改正されることとあわせまして、関係

規定を整備するものでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、本年4月1日を予定しております。

条例案については以上でございます。

障がい者支援課関係の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○立川医療政策課長 医療政策課です。

61ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で72億1,456万円余をお願いしております。平成27年度と比べまして、約19億円の増額となっております。

主な理由といたしましては、医療施設、消防用設備整備費が、平成27年度は国の経済対策分として前の年度の平成26年度2月補正に予算計上したことにより、当初予算で比較しますと、約9億円の増及び地域医療介護総合確保基金積立金の約5億円の増等によるものでございます。

主な事業について説明いたします。

2、保健医療推進対策費、(1)の在宅医療普及啓発・機能強化事業は、在宅医療の推進及び質の向上を図るために行う研修会等の開催経費に対する助成です。

2の(7)までは、地域医療介護総合確保基金活用事業です。

(2)の回復期病床への機能転換施設整備事業は、今後不足が見込まれます回復期機能の病床への転換を行う医療機関の施設整備に要する経費に対する助成です。

62ページをお願いいたします。

(3)の熊本県小児在宅医療支援センター運営事業は、小児在宅医療支援の中核となる小児在宅医療支援センターの設置及び運営に要する経費に対する助成です。

(5)の医師確保総合対策事業は、医療機関や大学、女性医師、研修医、医学生等を対象にした医師確保の総合的な推進に要する経費です。

63ページをお願いいたします。

(13)の医療施設消防用設備整備費は、病院、有床診療所が防火対策のために行うスプリンクラー等の整備に要する経費に対する助成です。54医療機関分を計上しております。

64ページをお願いいたします。

3、母子医療対策費の周産期医療対策事業は、周産期医療対策協議会の開催に要する経費及び周産期母子医療センターの運営等に要する経費に対する助成です。

65ページをお願いいたします。

医務費で1億3,551万円余をお願いしております。

2、へき地医療対策費は、(1)のへき地医療施設運営費と(2)のへき地医療施設・設備整備費をそれぞれ助成するものです。

66ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費で4億3,968万円余をお願いしております。平成27年度と比べまして、約2億円の減額となっております。主な理由といたしましては、地域医療再生基金を活用した事業の終了による約8,000万円の減及び訪問看護ステーション、ICTシステム支援事業を別の目に移行したことによる約2,000万円の減等でございます。

1、看護行政費の看護師養成所等運営費補助事業は、県内11カ所の看護師等養成所の運営に要する経費に対する助成です。

67ページをお願いいたします。

2、看護師等確保対策費、(1)の看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップ支援、就労環境の改善等、看護職員の確保、定着に向けた取り組みに要する経費です。

以上、医療政策課は、計81億2,943万円をお願いしております。

68ページをお願いいたします。

医師修学資金貸し付けに係る債務負担行為の設定をお願いするものです。

続きまして、条例案について説明いたしま

す。

飛びまして、資料の102ページをお願いいたします。

第53号議案熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてです。

概要は103ページで御説明いたします。

1、条例改正の趣旨です。

修学資金の返還の債務の当然免除に係る看護職員の免許の取得期限及び看護職員の業務に従事する施設等について見直し等を行うものです。

本条例は、免許取得後県内の病床数200床未満の病院等の免除対象施設に引き続き5年間看護職員の業務に従事した場合、返還が不要となるものです。

2、内容です。

(1)の修学資金返還免除に係る看護職員の免許の取得期限を、養成施設を卒業した日から1年を経過する日から2年を経過する日に見直します。これにより、受験の機会が1回から2回になります。

(2)の在宅サービス事業を行う事業所、いわゆる訪問看護ステーションについて、他の施設等において3年以上看護職員の業務に従事した後に当該事業所に従事することとする要件を廃止します。これにより、免許取得後すぐに訪問看護ステーションに勤務しても、返還免除が可能となります。

施行期日は記載のとおりです。

説明資料の104ページをお願いいたします。

第54号議案熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてです。

概要は105ページで説明します。

1、条例改正の趣旨です。

修学資金の貸与を受ける者の要件及び返還債務の当然免除に係る後期研修の取り扱いについて見直しを行うものです。

2、内容です。

(1)は、修学資金の貸与を受ける者は、現行の熊本大学医学部に在学する者となっているものを、全国の大学の医学を履修する課程に在学する者とします。この拡大枠の定員については、平成28年度当初予算案では3名分を計上しております。

なお、この改正案は、平成27年9月議会での議論を踏まえまして見直しを検討したものです。

(2)は、通算して1年を超えて後期研修に従事した場合においても、当該後期研修に従事した期間中、指定病院等医師業務に継続して従事したものとみなします。これは、後期研修について、新たな専門医制度における専門医資格取得に対応するため、1年を超えて後期研修を受けることができるものとするものです。

施行期日は公布の日です。

資料の106ページをお願いいたします。

第55号議案熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

概要は107ページで説明します。

1、条例改正の趣旨です。

独立行政法人労働者健康福祉機構法等の一部改正に伴い、関係規定を整理するものです。

内容は、条例中に引用しております独立行政法人の名称を労働者健康安全機構に改めるもの等です。

施行期日は記載のとおりです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料は69ページをお願いいたします。

国民健康保険指導費で、前年度比1億9,496万円余減の205億4,000万円余をお願いしております。

説明欄をごらんください。その主なものを説明いたします。

2の(2)の新規事業、市町村広域化基盤整備事業は、市町村国保が行います医療費適正化対策や保険料(税)の収納率の向上対策の広域化を進めるために行いますシステム開発やコールセンター設置に要する経費に対する助成です。

2、(3)の新規事業、国民健康保険運営協議会設置運営事業は、平成30年度からの国保の財政運営責任等の都道府県移行に向けて、国保運営の基本方針等策定のために、県に設置いたします国保運営協議会の設置、運営に要する経費でございます。

3の国民健康保険制度安定化対策費の①は、市町村が行います低所得世帯の保険料(税)の軽減及び保険者支援にかかわります県負担金で、今般保険料(税)の軽減措置の対象となります世帯の基準所得額が引き上げられますことから、前年度比で1億7,000万円余の増としております。

70ページをお願いいたします。

③は、医療給付費相当額の9%を活用して行います市町村間の財政調整のための交付金で、平成27年度の医療費の伸びを踏まえまして、前年度比で4億4,000万円の減としております。

下段の公衆衛生総務費でございます。前年度比7億7,910万円余増の275億8,845万円余をお願いしております。

説明欄1の新規事業、ポツの医療費適正化計画策定・推進事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成28年4月1日以降速やかに作成することとされております第3期の医療費適正化計画の策定に要する経費です。

71ページをお願いいたします。

説明欄2、(1)の後期高齢者医療給付費負担金は、医療給付費の12分の1を県が負担するものでございますが、被保険者の数及び1

人当たりの医療費が増加傾向にあることから、前年度比で8億9,000万円余の増としております。

3の後期高齢者医療財政安定化基金積立金は、後ほど条例案のところで説明いたしますが、今般基金を積み立てないこととしたことによりまして、前年度比で3億3,000万円余の減としております。

以上によりまして、国保・高齢者医療課では、当初予算として、総額481億3,669万円余をお願いしております。

続きまして、条例案につきまして御説明をいたします。

飛びまして、資料の108ページをお願いいたします。

第56号議案熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の制定についてでございます。

110ページの条例案の概要で説明をいたします。

条例制定の趣旨ですが、国民健康保険財政安定化基金は、平成30年度の国保の財政運営責任等の都道府県移行後の予期しない医療給付費の増や保険料未納によります財源不足に対応するため、県に設置する基金です。

財政安定化基金の造成に必要な費用が本年度より国から交付されることから、条例で基金の運営に関し、必要な事項を定めるものです。

2の条例の内容ですが、第1条で設置を、第2条、第3条で基金の積み立てと管理を、第4条、5条で運用益の処理と運用を、第6条で基金の処分を、第7条で知事への委任を定めております。

3にありますように、施行は公布の日からとしております。

なお、基金の処分は、財政運営責任等の都道府県移行後となることから、処分に係る規定は平成30年4月1日の施行とすると、必要な経過措置を定めております。

次に、111ページをお願いいたします。

第57号議案熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

112ページの条例(案)の概要で説明をいたします。

後期高齢者医療財政安定化基金は、後期高齢者医療の財政安定のため、県に設置している基金でございます。

1の条例改正の趣旨でございますが、平成27年度末の基金残高が41億8,000万円余と多額であること、平成28、29年度の貸付交付見込み額等を総合的に検討いたしまして、後期高齢者医療広域連合とも協議を行い、財政安定化基金への繰り入れを行わないようにするため、拠出率をゼロに改めるものでございます。

施行は、平成28年4月1日からとしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下村健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料、戻りまして、72ページをごらんください。

公衆衛生総務費で41億6,661万円余をお願いしております。平成27年度当初予算に比して、主に指定難病医療費の減等により、約15億6,000万円余の減額となっております。

右の説明欄2の健康づくり推進費でございます。

(1)の糖尿病医療の均てん化・ネットワーク支援事業は、地域医療介護総合確保基金を活用した新規事業で、糖尿病の発症や重症化予防のため、医療スタッフの養成、中核病院とかかりつけ医療機関が連携した切れ目のない医療提供体制の整備に要する経費への助成でございます。

以下、(7)まで、同基金を活用した事業です。

(2)から(4)までの3つの整備事業は、がん診療に必要な整備または施設の整備に要する経費への助成です。

73ページをお願いします。

(7)のがん相談機能向上事業は、がん相談員を対象とした研修の実施及びがん患者の支援体制整備に要する経費です。

74ページをお願いします。

(10)の歯科保健推進事業は、県歯科保健医療計画に基づく県民の歯の健康づくりの推進に要する経費でございます。

次に、3の栄養指導対策費でございます。

県民健康・栄養調査事業は、県健康食生活・食育推進計画等の評価と次期計画策定のための調査に要する経費で、新規事業となっておりますが、5年に1回実施するものでございます。

75ページをお願いします。

6の難病対策費です。

(1)の神経難病診療体制構築事業は、地域医療介護総合確保基金を活用した新規事業で、神経難病患者が安心して質の高い医療の提供を受けることができる診療連携体制の構築に要する経費への助成でございます。

(2)の指定難病医療費は、難病法に基づく医療費の公費負担でございます。同法の施行により対象疾病が拡大されたことから、平成27年度は40億円余を計上しておりましたが、2月補正分で御説明いたしましたように、平成27年度は医療費が大きく増加しなかったことから、平成28年度は、前年度より約14億円減額した26億6,000万円余を計上しております。

なお、医療費の負担割合は、国2分の1、県2分の1でございます。

76ページをお願いします。

予防費で457万円余をお願いしております。

1のハンセン病事業費は、ハンセン病に関する正しい理解の普及啓発等に要する経費で

ございます。

以上、健康づくり推進課の平成28年度当初予算として、総額41億7,118万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○和久田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の77ページをお願いします。

平成28年度当初予算につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

右側の説明欄の1の保健医療推進対策費ですが、(1)の新規事業の移植医療を担当する専門職の確保、維持、育成事業は、地域医療介護総合確保基金活用事業であり、移植医療拠点病院である熊本大学医学部附属病院において、HLA検査及び後任の育成を行う臨床検査技師の人件費等に対する助成でございます。

(3)の臓器移植コーディネーター人材育成基盤整備事業は、地域医療介護総合確保基金活用事業であり、移植医療の円滑な事業継続を図るため、公益財団法人熊本県移植医療推進財団への委託により実施する新たな県臓器移植コーディネーターの育成に要する経費でございます。

78ページをお願いします。

生活衛生指導費でございます。

右側の説明欄2の生活衛生営業指導費は、経営の健全化や振興を図るための生活衛生営業指導センターの運営費及び同センターが行う経営相談等の事業に対する助成でございます。

79ページをお願いします。

薬務費でございます。

右側説明欄2の薬務行政費ですが、(2)の薬物乱用防止事業は、シンナー乱用や大麻の不正使用、危険ドラッグ等の根絶に向けた各種の啓発活動や精神保健センター等での相談

事業に要する経費でございます。

80ページをお願いします。

(4)の在宅訪問薬局支援体制強化事業は、先ほど平成27年度2月補正予算でも説明しましたとおり、薬局薬剤師によります在宅医療を地域単位で推進するために、熊本県薬剤師会が行う在宅訪問薬剤師支援センターの運営等に対する助成でございます。

(6)の危険ドラッグ対策事業は、熊本市や保護観察所等と連携を図り、民間の薬物依存症リハビリ施設の熊本ダルクが行う危険ドラッグ等薬物乱用相談対応に係る経費に対する助成でございます。

以上、薬務衛生課の平成28年度当初予算として、総額で1億7,501万円余をお願いしております。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○清原総務経営課長 総務経営課でございます。

説明資料の115ページをお願いいたします。

左側の欄、管理運営に係る収益的収支におきまして、収入は、第2次中期経営計画の目標患者数をもとに医業収益を見込むとともに、7億6,300万円余の一般会計からの繰入金を含め、16億1,100万円余を計上しております。支出では、16億900万円余を計上し、差し引き220万円余の収益を見込んでおります。

右側の欄、建物等の整備や企業債元金償還に係る資本的収支では、引き続き一般会計からの繰り入れを行わず、収入をゼロとしております。支出では、3億2,900万円余を計上しております。

なお、財源につきましては、内部留保資金を充てることとしております。

次に、116ページをお願いいたします。

支出の内訳でございます。

収益的収支に係る支出で、1の医業費用につきましては、給与、材料費等で15億3,500万円余、2の医業外費用は、企業債の利息等で7,400万円余を計上しております。

次に、117ページをお願いいたします。

資本的収支に係る支出でございます。

4の建設改良費は、児童・思春期専用病舎の改修費用や器械備品購入費として1億2,300万円余、5の企業債償還金につきましては2億600万円余を計上しております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたが、ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど執行部の説明がありましたので、これから議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩田智子委員 とてもすごくたくさんあって、何から聞いていいのかなど思っていますけれども、1つ、6ページのハートフルパス制度という言葉が出てきますけれども、ちょっと私も勉強不足でわからないので、ハートフルパス制度がどんなことなのか、説明をお願いします。

それから、7ページですが、東日本大震災の応援救助ということで、その救助事業は仮設住宅の借り上げに要する経費ということですけれども、どういうこと、ちょっと説明をしていただきたいということが2点目。

それから、あとは、37ページです。少しちょっと進みますけれども、37ページ、放課後

児童クラブの助成なんですけれども、前もちょっと聞いたと思いますけれども、もう一回お願いします。助成はどのぐらいの割合なのかということ。ただ、障害を持っている子供たちの受け入れとかがどうなっているのかをちょっとお尋ねをいたします。

以上3点。

○渡辺健康福祉政策課長 まず、1点目のハートフルパス制度についてでございますけれども、これは、基本的に障害者用の駐車場ということで、駐車場スペースに車椅子マークがついている駐車場がございますけれども、そちらを、そのスペースを特に必要がない方が利用することなく、適正に利用していただくというために、申請に基づきまして、歩行が困難な方、障害者の方、高齢者の方、それと妊産婦の方も含めますけれども、そういった方に利用者証ということでハートフルパスを交付いたしまして、それを掲示して駐車場に駐車していただくという制度でございます。

○岩田智子委員 わかりました。ありがとうございます。

○渡辺健康福祉政策課長 2点目、東日本大震災の応援救助事業でございますけれども、東日本大震災で被災された方が、被災地以外にも避難してきていらっしゃるしまして、その方に対しまして災害救助としまして住宅を借り上げる、民間の住宅でございますけれども、借り上げて、その費用は県で——市が支払しまして、後、県がそれを弁償しますけれども、さらに、それを最終的には被災地のほうで負担していただくという制度でございます。

今、10世帯のうち9世帯の方が避難区域外の方なんですけれども、その方たちは、あと1年間の期限ということになっております。

○福田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

37ページの児童健全育成事業、放課後児童クラブの運営等に関するお尋ねでございました。

放課後児童クラブに対する補助に関しましては、幾つか種類がございまして、受け入れの児童数などに応じた基礎的な運営費の補助の部分、それと、先ほどもお尋ねがあったように、障害児を受け入れた部分の補助ですとか、送迎を行う場合の補助ですとか、備品購入等々、いろいろな補助が入ってまいりますけれども、まず、その負担の割合に関しましては、受け入れ児童数に応じた基礎的な運営費補助に関しては、基本的には利用料が半分、保護者の負担が半分あって、残りの半分を公費負担してまいりますけれども、そこは国と県と市町村が3分の1ずつ見るというのが基本的な考え方です。

それと、先ほどの障害児の関係で申し上げますと、障害児を受け入れて、そのための一定の知識を持っている人を配置するというための補助、あるいは、今年度から新たに加わったんですけれども、5人以上受け入れた場合には、そのための人、専門の人を加算して配置するための補助というものも出てまいりました。

それで、まず、1人以上受け入れた場合の補助については、県内で今409クラブくらいがありますけれども、そのうちの234クラブ、これは昨年度実績です、234クラブでその補助を受けられていますので、障害者を受け入れたということです。5人以上ということになりますと、数が大分減りまして16クラブで受け入れをされたということで、それに応じた補助を実施しているところでございます。

以上です。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

○高木健次委員長 いいですか。

○岩田智子委員 はい。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○松野明美委員 45ページのひとり親対策費で、(2)ひとり親家庭等学習支援等の経費につきまして、もう少し説明をお願いします。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

(2)のひとり親家庭等学習支援・交流事業でございますが、地域の学習教室という教室を設置して、家庭の事情とか悩み等を抱えて学習に支障を来しているようなひとり親家庭に、最寄りの地域でボランティアの支援員さんを募って、学びの場、居場所を提供する事業です。

また、そこの子供たち及び先生方と交流を行うような事業もこの中に含まれております。

○松野明美委員 1週間ほど前の新聞の記事だったと思うんですが、公立中学校の入学式に、お母様が自分のお子さんに3万5,000円の制服を買ってあげられなくて、入学式に行けなかったということで、校長先生からその後立てかえていただいて、4日後ぐらいから学校に行けたというような記事を見たんですけども、そういうふうな経費のようなものはどのあたりに当たるのか、また、そういう経費がないのかということをご教えてください。

○奥山子ども家庭福祉課長 ひとり親家庭について言いますと、児童扶養手当制度がござ

いまして、毎月4万2,000円を上限として、ひとり親家庭に対して給付がございまして、その他、貸付制度といたしまして、母子父子寡婦福祉資金貸付制度において、そういった就学支援の貸し付けを行っていたりですか、そういったような支援制度が幾つかございまして、

○松野明美委員 非常にこの記事が深刻で、非常に切ないような気持ちになりまして、まあ、何とかそういう対策をまた強化していただければと思います。

ありがとうございます。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○松野明美委員 はい。

○岩中伸司委員 関連してお尋ねしていいですか。

ひとり親で、今確かに児童扶養手当支給で4万2,000円ということなんですが、ひとり親というのは、私はもう最近はずっとふえてきているんじゃないかなと思うんですが、その傾向はどうでしょうか。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

ひとり親家庭については、現在、県のほうでひとり親家庭の自立促進計画を策定しております。その策定の際に調査を実施しております。最新のデータが平成22年のデータになるんですが、母子世帯でいうと1万8,600世帯ほど、父子世帯でいうと3,500世帯ほど。傾向といたしましては、ちょっとまた古い数字になるんですが、平成16年に比べると母子世帯数は若干減ったという数字になってます。ただ、最近の数字というところ、済みませんが、今のところ持ち合わせがございませんので、申しわけございません。

○岩中伸司委員 かなり昔の資料しかないんですかね。平成22年ということだったんですけども、最近をよく聞くんですけどもね。結構やっぱり多くなっているのが私の近所でもたくさん拝見するもので、その辺の動向なんかは、あんまりいい傾向じゃないなとは思いますが、何とかしなくちゃならぬというふうに思うんですけども、意外と——もう少し新しい資料というのはいつごろ——それは22年から次の調査というのはされる予定はあるんですか。現状、今これをされているのは1万8,600世帯は22年ですが、今のこの数が——世帯数。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

最新の数字で一番近い数字といいますと、先ほどの児童扶養手当の受給者数でございます。こちらがひとり親家庭に対する受給でございますが、現在、平成26年で1万9,860名の方に支給されておりまして、大体このあたりが、ひとり親家庭の現在の数ではないかというふうに考えております。

○岩中伸司委員 いいです。

○高木健次委員長 いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 今のひとり親家庭の関連なんですけれども、その下に医療費の助成事業があるんですけども、各市町村が、基本的にこの医療費に関しては県よりも制度的に拡大してやっていますよね。それと、これの医療費助成の関係というのか、だから、市町村が伸ばした部分で、使った分もここでこの補助事業として入れるのか、それとも、そういうのは全く外して、そういうような市町村の事業よりも外れたところ、オーバーしている

ところでの助成になっているのか、ちょっとそこの付近を教えてください。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

ひとり親家庭の医療費助成事業は、ひとり親家庭の子供プラスその親に対して支給する事業となっております。支給額については、自己負担額の3分の2を公費で見るという事業でございます。一部市町村が実施している子供の医療費などにかぶっているところがありますが、そういうひとり親の部分は、さらにそこでカバーできていない部分もカバーしているような形になっております。

○藤川隆夫委員 親の分も含むということで、子供に関してはかぶっている部分があるという理解でよろしいですかね。

○奥山子ども家庭福祉課長 そのとおりでございます。

○藤川隆夫委員 了解です。

もう1点よろしいですか。

実は、保育士とか看護師の再就職、一回離職して、それを研修してまた入れる事業が両方ともあると思うんですけども、実態として、その事業をやった中で、どの程度の方が復職されたのかというのはわかりますかね。保育士、看護師両方。事業としてはあるんだけども、事業としてやっているけれども、その効果というのが一体どの程度見られているのかがわかれば教えてほしいんですよ。

○福田子ども未来課長 子ども未来課です。

保育士の再就職支援に関しては、県の社協にコーディネーターを配置しておりまして、そのマッチングなどを行っております。26年度の実績で見まして、308人が求職されて再就職に結びついた人が150人という実績でござ

ざいます。

○藤川隆夫委員 わかりました。看護のほうはわかりますか。

○立川医療政策課長 医療政策課でございます。

看護のほうも、これは、県の看護協会に委託しまして、潜在看護職員等再就職支援研修事業というのを行いまして、注射の練習とかいろいろやっておるんですけども、実態、どれだけ復職したかの正確な数字は今持ち合わせておりませんので、後ほど御報告いたします。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

もう1点よろしいですか。

実は、視覚障害者の歩行訓練指導等をされるということで、これは極めていい事業だというふうに思うんですけども、ただ、問題は、歩くに当たってのインフラの整備。だから、健康福祉部以外の部分との話が恐らく必要になってくると思うんですけども、その部分はどういう状況に今なっているか。

○井上障がい者支援課長 バリアフリー、あるいはユニバーサルデザインということの御質問かと思いますが、県が策定いたしました障害者プランの中でも、バリアフリーの推進というのは掲げておりまして、歩道ですとか公共交通機関も含めまして、そういった道路ですとか歩道の整備などについて計画には掲げておりますが、何しろ土木部の予算の枠でしか進められませんので、なかなか進まないというのが現状でございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。

まあ、当然これは訓練はしなきゃいけないんでしょうけれども、ある意味、きちっとしたルールに基づいたインフラの整備をされて

なければ、結局、視覚障害者の方々は歩きにくいままなんですよね、幾ら訓練しても。だから、逆に言うと、こういう事業をやりながら、なおかつ土木部との話し合いをやっていただいて、そのようなインフラの整備に向けてやっていってもらうような話にしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○橋口海平副委員長 105ページ、医師修学資金の関係なんですけど、これは、たしか以前、高木委員長の一般質問だったと思うんですけど、この大学を県外の方もオーケーということで、この縛りとか、例えば県出身者じゃないとだめとか、そういうものはあるんですか。

○立川医療政策課長 県出身者でないといけないという縛りはございません。

○橋口海平副委員長 ということは、もう全国どこの出身で違うあれでもオーケーということですね。

○立川医療政策課長 そういうことになります。

○橋口海平副委員長 それは、どのように広く周知の部分はされるんですかね。

○立川医療政策課長 まず、医学部があります大学、これは全国80校ほどございますけれども、全ての大学に対しまして、掲示板等で周知してくださいというような依頼はもちろんお願いしたいと思っておりますし、特に九州、熊本の隣県の福岡でありますとか鹿児島等の大学におきましては、実際出向いていきまし

て、こういう制度を設けたので——今副委員長御質問ありましたように、多分熊本にゆかりのある方、まあ、出身地であるとか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが熊本であるとかという方々であると思いますので、そのような学生に周知をお願いするように出向いていたりとか、そういうことを行いたいと思っております。

○橋口海平副委員長 ありがとうございます。

○高木健次委員長 いいですか。

○橋口海平副委員長 はい。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第20号、第22号、第38号、第48号から第57号まで及び第71号について、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第20号外13件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号外13件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第10号を議題いたします。

請第10号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○渡辺健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

この請願は、国に対し、介護福祉士等修学資金貸付制度の継続及び拡充強化に係る意見書の提出を求めるものでございまして、提出者は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会九州ブロックの熊本県代表校であります中九州短期大学でございます。

介護福祉士等修学資金につきましては、本県では、平成21年度から県社会福祉協議会を事業主体として貸し付けを実施しておりますが、貸し付けを受けて養成校を卒業した者の約85%が県内で介護等の業務に従事しており、本県における介護人材の確保に重要な役割を担っているものと考えております。

財源といたしましては、平成20年度の国の追加経済対策による補助率10分の10の国庫補助を活用したほか、平成24年度の経済対策におきましても、補助率4分の3の国庫補助が措置されたところでございますが、介護人材の確保が喫緊の課題であることに鑑み、県といたしましては、今年度の国の施策等に関する提案におきまして、全額国庫補助による貸付制度の復活を提案したところでございます。

なお、先ほどの2月補正でも御説明しましたとおり、国の平成27年度の経済対策におきまして、介護福祉士等修学資金貸付制度の貸付原資の積み増し等に対し、補助率10分の9の国庫補助が措置され、一定の貸付制度の拡充が図られているところでございます。

説明は以上でございます。

○高木健次委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第10号については、いかがいたしましたでしょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 採択という意見がありませんので、採択についてお諮りいたします。

請第10号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、請第10号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第10号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（資料配付）

○高木健次委員長 配付は終わりましたか。

今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、今回付託された請第11号を議題といたします。

請第11号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

請願第11号は、公益社団法人熊本県医師会からのもので、消費税率が10%に引き上げられることが予定されている中、医療等にかかる消費税問題の抜本的解決に関する国への意見書提出を求める請願でございます。

請願の要旨について御説明申し上げます。

社会保険診療は、消費税法上、非課税取引とされております。このため、医療機関等が社会保険診療を行うために、医薬品や設備等を仕入れる際には消費税を支払うこととなっ

ております。一方、社会保険診療は非課税取引であることから、医療機関等が仕入れに際して支払います消費税は、仕入れ税額控除ができず、医療機関等の負担となります。

このため、仕入れに係る消費税負担が医療機関等の実質的な負担にならないよう、診療報酬等で上乘せをする仕組みとなっておりますが、診療報酬で措置されます消費税上乘せ分の補填状況にばらつきが見られることや、個々の医療機関等の仕入れ構成に対応できず、特に高額な設備投資にかかわる負担が大きいとの指摘等がなされ、国に対してこの問題の抜本的解決に関する意見書の提出が求められているものでございます。

医療にかかわる消費税等の税制のあり方につきましては、平成29年度税制改正において総合的に検討し、結論を得るとされており、国においては、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会の診療報酬調査専門組織医療機関等における消費税負担に関する分科会において、平成27年8月から議論が開始され、平成26年の消費税率8%への引き上げに伴う補填状況の把握結果などを踏まえた議論が行われております。

説明は以上でございます。

○高木健次委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 1ついいですか。

これは消費税、これまで8%の分で、今説明いただいたように、医療関係では、資材を購入する場合は消費税をちゃんと払って、診療報酬のときにはそれは消費税はないということの矛盾でずっと来ているんですけども、基本的にはその考え方で行くということは、10%になるからこういうのが出てきているのかなとも思うんですが、そういった今までの矛盾を医療の部分でも、ちゃんとやっぱり消費税分は、どちらかという負担しない

ような形で行くということの基本にしたいということでしょうか、これは。

○大塚国保・高齢者医療課長 請願の御趣旨としては、要旨の1行目に書いてございますように、社会保険診療報酬等についての控除対象外消費税問題の抜本的な解決ということが記載されておりまして、その内容につきましては、具体的には明らかにされていないというところでございます。

○高木健次委員長 いいですか。

○岩中伸司委員 いいです。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第11号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第11号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、請第11号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第11号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（資料配付）

○高木健次委員長 配付は終わりましたか。

今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないよう

であります、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思えます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、順次報告をお願いします。

○渡辺健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

別冊の「厚生常任委員会報告事項」と書いております資料の1ページをお願いいたします。

第3期熊本県地域福祉支援計画の策定状況についてでございます。

本件につきましては、12月の当委員会で御報告いたしましたが、その後、パブリックコメント手続と地域福祉推進委員会での審議が終了し、最終案の段階となりましたので、改めて御報告をさせていただきます。

1ページ目は前回と同じ内容となりますので、本日は、(3)計画の内容につきまして、具体的な施策の方向性を御説明したいと思います。

3ページをお願いいたします。

資料の中で星印をつけておりますのは、第

3期計画で新たに取り組むもの、二重丸をつけておりますのは、第2期計画の取り組みを拡充するものでございます。

まず、一番上のくまもと型福祉によるまちづくりの展開でございますが、3つの楕円で囲んでおります、熊本県独自の取り組みでございます地域の縁がわづくり、地域の結びづくり、地域のしごとおこしを3本柱に、住民参加型の地域福祉を推進することとしております。

このうち、地域の縁がわづくりにおきましては、地域における支え合いの拠点として、新たに買い物支援や見守りといった生活支援機能の充実を図りますとともに、現在登録内地域における普及を進めてまいることとしております。

地域の結びづくりにおきましては、地域住民や民間企業、団体などが広く参画した見守り体制の充実を進めますとともに、新たに、見守り活動の際に、日常生活での困り事を聞き、適切な協力機関などにつなぐ御用聞きの普及を図ることとしております。

また、地域のしごとおこしでは、福祉の視点からの起業化支援を地域の縁がわ以外にも拡大しますとともに、地域の誰もがその能力を生かして生き生きと活躍できる場の創出でございますとか、第3の労働市場と言われておりますソーシャルファームモデルの実現に向けて取り組んでまいることとしております。

また、下の四角で囲んでおります地域福祉のモデル事業の展開では、新たに、中山間地や都市部など、地域特性に応じた住民参加による支え合いの仕組みづくりに、モデルとなる市町村と連携して取り組み、その普及を図ってまいります。

次に、4ページをお願いいたします。

安心の礎ということで、多様な福祉サービスが育つ基盤整備といたしまして、地域福祉を支える担い手の育成、住民の視点に立った

仕組みづくり、地域における総合的支援の推進、地域福祉のビジョンづくりに取り組むこととしております。

そのうち、担い手の育成では、福祉のまちづくりリーダーの養成や生涯現役社会の実現に取り組んでまいります。住民の視点に立った仕組みづくりでは、総合相談窓口の整備や地域福祉に関する情報発信に努めてまいります。総合的支援の推進では、地域福祉と生活困窮者対策や地域包括ケアといった個別の制度、計画との連携を深めてまいります。地域福祉のビジョンづくりにおきましては、市町村や市町村社会福祉協議会の地域福祉に関する計画の策定を支援してまいります。

2ページにお戻りいただきまして、3の計画策定体制及び4の計画策定の経過でございますが、関係の団体、学識経験者、実践者、市町村代表など、12名で構成いたします地域福祉推進委員会を一昨年の11月からことしの2月まで計5回開催し、計画案について御審議をいただきました。

その間、昨年12月からことし1月にかけて、パブリックコメントを行いました。御意見の提出はありませんでした。

今後、年度末までに庁内手続を終え、次年度からの施策の展開に備えたいと考えております。

健康福祉政策課からの報告は以上でございます。

○本田高齢者支援課長 報告事項の5ページをお願いいたします。

第6期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の一部変更についてでございます。

現在、熊本県では、平成27年、今年度から28、29の3カ年を計画とする第6期計画に基づき、介護基盤の整備等を進めているところでございますが、以下のとおり、嘉島町のほうから、嘉島町計画の一部を変更したいとい

う申し出がっております。それに応じて県計画の一部を変更したいと考えております。

変更内容は、2にございますように、上益城圏域の特定施設入居者生活介護の利用定員を、平成28年度から、11人を32人へと21人増員するものでございます。

3にありますように、今後、部会の審議を経まして、3月下旬までに変更の手続を終わりたいと考えております。

高齢者支援課でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

報告資料の7ページをお願いいたします。

熊本県市町村国民健康保険支援方針の改定について御報告をいたします。

1の支援方針についてでございますが、これは、国民健康保険法第68条の2の規定に基づき、市町村国保の財政の安定化の推進を目的に、平成22年度に策定した支援方針でございます。

(3)の主な記載事項といたしましては、①市町村国保の現況と課題、②市町村国保の財政安定化の推進において県が果たすべき役割、③具体的な施策、④市町村相互間の連絡調整としております。

2の(1)にありますように、今回の改定の対象期間は、28、29の2年間としております。

(2)の改定に当たっての考え方についてでございますが、1点目として、支援方針の目的に「市町村国保の事業の運営の広域化の推進」を加え、2点目として、国保の財政運営責任等の都道府県移行に向けた準備等の取り組みを新たに盛り込むこととしております。また、3点目として、市町村国保の財政安定化のため、保険料(税)の収納率の向上や医療費適正化・保健事業の取り組み推進を図ることとしております。

具体的には、恐れ入りますが、次のページの、めくっていただきまして、4の支援方針改定案新旧対照表をごらんください。

表の右側、支援方針改定案の5の(ア)の(1)収納率向上対策として、規模別目標収納率の見直しや⑥の口座振替の推進を、(2)の医療費適正化対策として、②の後発医薬品使用促進を、それから9ページ、(3)の保健事業の推進として、①データヘルス事業や②の特定健診、特定保健指導の実施推進、③重症化予防などの取り組み推進を行うこととしております。

そのほか、必要な見直しを行っております。

恐れ入りますが、7ページに戻っていただきまして、3の改定の経過及び今後のスケジュールでございます。

平成27年5月から11月にかけて、市町村等で構成いたします検討部会や市町村国保連携会議におきまして協議を重ね——次のページをお願いいたします。平成28年1月に市町村長へ意見照会を実施、本委員会報告後、3月に改定をすることとしております。

国保・高齢者医療課からの報告は以上でございます。

○高木健次委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、平成27年度厚生常任委員会における取り組みの成果についてであります。前回の委員会において、1の委員会で提起された課題や要望等の項目及び2の提言の内容については決定いただいたところであります。

本日は、お手元に配付のとおり、委員会で提起された課題や要望等に対する平成28年2月時点での対応状況について、執行部において取り組みが進んだものなど、委員会活動を



○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

今のところ、開設するというふうに聞いているのは、いずれも市内の方たちから開設の相談があったりしているところがございます。市外からは、今のところは開設の相談はございません。

○松野明美委員 わかりました。

1年ほど前、山都町の保育園にちょっとお伺いしたときに、園長先生が、子供がお風呂に入ってきていないということで、保育園でお風呂に入らせて、育児のそういうふうな時間を過ごさせるということをお聞きしまして、なかなかこれは、貧困の把握の仕方というのがなかなか難しいんだなというのをその話を受けたときに思ったんですが、例えば、先ほどちょっと言いましたけれども、制服につきましても、なかなか買えないという家庭があるということで、例えば、政策としましては、卒業生の制服をきれいにして貧困の貧しい生徒さんに回すとか、コンビニと連携して、余ったお弁当を届けるとか、そういうふうな政策というか、そういうのも必要ではないのかなとは思っておりますが、そのあたりはちょっといかがでしょうか。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

委員おっしゃったような取り組みについては、最近、他県ですとかそういったところで、子供の貧困対策としてとられているいろいろな事業かと思えます。

特に、今回の子ども食堂については、民間のそれぞれがいろいろな独自の形で運営していただいています。県としても、こういった活動がふえていけばいいなと思っております。

それに対して県がどういった支援ができるかというのは、今後考えていきたいと思いま

す。

○松野明美委員 わかりました。

○高木健次委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後1時43分閉会

○高木健次委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日6名出席されております。6名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、一人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

（政策審議監、健康局長、認知症対策・地域ケア推進課長、国保・高齢者医療課長、薬務衛生課長、病院事業管理者の順に退任挨拶）

○高木健次委員長 本当にありがとうございました。

なお、私も、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この1年間、橋口副委員長とともに円滑な委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位には、温かい御指導、御鞭撻を賜り、終始熱心に御指導、御審議をいただきましてまことにありがとうございました。

また、特に、豊田健康福祉部長、河野病院事業管理者を初め執行部の方々におかれましても、常に丁寧な説明と御答弁をいただき、諸問題についても迅速かつ誠実に対応していただきましたことに対しまして、心から厚く

お礼を申し上げたいと思います。

特に、私の場合は、2年間連続厚生常任委員会に所属し、委員長という重責を務めさせていただきました。これも皆さん方の力強い御支援と御協力のたまもので、本当にこの2年間、委員長として、しっかりと何事もなく務めさせていただけたということに對しまして、重ねてお礼と感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、先ほど御挨拶いただきましたが、この3月をもって御勇退をされる方々には、本当に長い間御苦労さまでございました。退職されましても、一県民として、県政の発展にお力添えをお願いするとともに、今までの経験と知識を生かされ、新たな場所での御活躍をお祈り申し上げたいと思います。

また、執行部の皆様には、県政の発展に向けて今後もなお一層の御努力をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念いたしまして、簡単でございますけれども、御挨拶にかえさせていただきたいと思います。

本当にお世話になりました。（拍手）

次に、橋口副委員長からも一言御挨拶をお願いいたします。

○橋口海平副委員長 委員の先生方、また、執行部の皆様方には、1年間、スムーズな進行、そしてまた、熱心な議論をいただきましてまことにありがとうございました。高木委員長を支えることができたかは疑問ではありますが、ことしの初めての試みであります取り組みの成果、提言とかもございませう。こういうのをもとに、これからも、県政の発展のために、皆様方とともに頑張っていきたいと思っております。

本当に1年間お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

○高木健次委員長 以上で終了いたします。  
ありがとうございました。

午後1時51分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

厚生常任委員会委員長